

議事概要

会議の名称	令和5年度第5回三田市高齢者・介護審議会
開催の日時	令和5年11月17日（金）14時00分～15時15分
開催の場所	三田市役所本庁舎 303会議室
出席した委員の氏名	足立正樹委員、中井真通委員、奥舎保委員、内布茂充委員、柳本真希委員 井上善子委員、北村吉次委員、梶田美恵子委員
出席した職員の職及び氏名	共生社会部：岸本部長、健康共生室：中田室長 介護保険課：森池課長、山本副課長、井筒係長、浜本主任 いきいき高齢者支援課：久後課長、池田係長、常澤係長、岡野主任 三田市地域包括支援センター：大村課長、山根 三輪北・小野・高平地域包括支援センター：引野 広野・本庄地域包括支援センター：前川管理者 藍地域包括支援センター：加藤管理者 フラワー地域包括支援センター：藤原センター長 ウッディ地域包括支援センター：平岩所長
傍聴人の人数	0人
議題	(1) 第9期計画の素案について (2) 令和5年度地域包括支援センター事業の中間評価等について (3) 地域密着型サービス事業所の指定状況等について (4) 介護予防支援事業の委託先の承認について
会議の概要	各事項について、意見あり（議事概要参照）
公開・非公開の区分	公開
使用した資料	【資料1】いきいき安心プラン21（第9期三田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6年度～8年度））素案 【資料2】各支援センターの主な取り組み状況等 【資料3】地域密着型サービスの実施状況、指定状況等について 【資料4】介護予防支援業務における委託先居宅介護支援事業所の承認について

【開会】

【会の成立・傍聴人の報告】

【協議事項】

(1) 第9期計画の素案について

事務局：～資料1の説明～

中井副会長： いろいろ三田市の問題点を書かれていて、だから三田市はこうするのだというのが、計画を読んでももう一つよく分からない。国のとおり記載しているところもあるだろうが、三田市がこうだからこうするということを言ってほしい。

事務局： ご指摘のとおり、計画については、県の指針に準拠しつつ、三田市の置かれている現状、高齢者、高齢者化率の上昇を踏まえたうえで計画を策定している。計画の中に具体的なところを出し切れていないところはあるが、特に本市においては県下の他市に比べて急激に高齢者が増えていく。一方で、現役世代が減っていく。こういった背景を踏まえて、特に認知症高齢者の方が増えていくと考えている。国においても今後5人に1人が認知症になると言われる中で、本市においてもこの部分は非常に重要と考えており、今年度の1月に認知症共生条例を策定したところである。本市では、認知症の予防、介護予防に重点を置いて、今後9期については取り組みを進めていきたい。

その後、2040年ぐらいまで本市の高齢化率は上昇を続けていく。9期において、2040年を見据えて新たな計画、施策の方向性を検討していきたい。

中井副会長： 介護予防、認知症予防はとても大事だが、認知症は予防できる認知症と予防できない認知症がある。特に若年性アルツハイマーやピック病は予防のしようがない。例えば日常の細々としたことを頑張ってもらい、ある程度先延ばしすることはできるが、基本的に認知症の予防というのは難しい。仮に予防したところで、例えば5年予防したとしたら本人さんは5歳年をとった時に認知症が出たら、もっと状況はひどくなる。80歳で認知症の方と85歳で認知症の方とでは、手のかかり方が全然違う。

足立会長： かなりバランスの取れた計画になってきていると評価したい。事務局がこの計画をいかに効果のあるものにしていくかという方向に努力を向けられるべき。第6章で書いてあるが、この計画を三田市民の中に浸透させる具体的な策は見えてこないと感じる。単なる計画で終わらずに、できるだけ多くの市民にこれを理解していただくということが必要になる。何かそのあたりに関するキャンペーンみたいなことを考えているのであれば伺いたい。

事務局： 現時点において、9期中のキャンペーンは具体的には検討していないが、今後、答申をいただき、1月号広報で計画に関する周知をしていく。

足立会長： 主に介護保険は高齢者に関係してくることであるが、自分も含め高齢者は新しい刺激に敏感に反応しないため、なかなか高齢者には届きにくい。

全体の地域包括ケアシステムの構築を表に出したことは評価できるが、こういう理念は中学校や高校での説明会等で直接介護保険に関係していない若い学生に働きかけ、家庭の中でそういう話をするを通して個々の家庭に広がっていくツールにもなりえるのではないかと。可能であればそのような方策を検討していただきたい。

次の3年後に作られるときに当たり考えていただきたいことがあり、前半部分に非常に詳細なアンケート調査の報告があるが、普通の市民の方がこの辺りに目を通すのはしんどいのではないかと。計画を説明するために必要な数字は、ある面では最低限に抑えて、詳細な資料は付録という形で後の方に回した方が、市民の方々には親しみある計画になるのではないかと。3年後の第10期計画を作られるときに当たっては考えていただきたい。

36頁の各地域活動に参加している人々の上にグラフが左右に並んでいるが、この2つのグラフの関係がわからない。説明しないとわからないため、どういうことを意味するのかを一言書いていたら分かりやすくなる。

地域づくり活動の参加意向も非常に重要なデータであり、共生社会とか安心ケアシステ

ムの構築には、意欲を持っている市民が積極的に参加していただくことは必要であるが、三田市の数字はかなり高いと評価している。前回と比較して上がっているのであれば、プラスの材料であるため、説明に加えた方がいい。似たような自治体と比べると高い数字であると思う。こういった意欲を持っている方々を、どのように三田安心ケアシステムの中に取り組みでいくか、それが計画推進の中で求められる非常に重要な課題である。計画を作りっぱなしにするのではなく、3年間計画を実施していく中で、こうした参加意欲を持っているが実際には参加されていない潜在的な積極的な市民の方々を、三田の安心ケアシステムに組み込んでいくのか考えてもらいたい。

これまでは計画を作ることが重要であったが、これからは計画をいかに充実して実施していく方向に努力は移ると思うので、大変だと思うが努力していただきたい。計画としてはかなりまとまってきたので評価したい。

内 布 委 員： 117 頁の 3 行目に、地域福祉の重要な担い手となる民生委員・児童委員と書いてある。私は民生委員の代表として参加しているが、民生委員がいろんな活動で非常に多岐にわたることを要求されていると感じている。民生委員の代表者会議の中でも、民生委員でも仕事をしている人がおり、なり手がいないところもたくさん出ている。地域の中の重要な担い手について、もう少し違う考え方ができないか。地域の認知症の方がいれば、その人の生活を支える中で民生委員も関わっていくとなると、常にそれを気にしながら生活をしていくことになる。そうではなく、もう少しみんなで取り組む、地域の中の資源をうまく民生委員とも絡めながら情報を連携し合う、共有し合うといった仕組みができないか。民生委員の協力も必要だが、住んでいる方と一緒に地域を守りましょうとか、そのような広報や別のサポーターづくりをしっかりと地域に根付かせていく方法が取れないか。民生委員は色々なふれあい活動や事業に関わりながら活動している。ふれあい活動は地域にあるのでできるところはあるが、個別の案件はその人とくっついた関係性でやっていくことになり、非常に精神的にも大変な苦労が生じてくるため、何か一策できないか。

事 務 局： ご指摘のとおり、民生委員は市内で 200 名ほどいるが、現役で仕事をしながら活動していただいている方もいる。また、見守りや支援が必要になっている方が増えているため、非常に負担がかかっていることを市としても十分に認識している。民生委員の見守り対象は必ずしも高齢者だけではなく、色々な困りごとを抱えている地域の方の支援や幅広い取り組みをしていただいている。民生委員は重要な役割を担っていただいているが、他にも認知症サポーターや、それを発展したチームオレンジの取り組み、また既存の団体である老人クラブ、市内の事業者等様々な団体の方がおり、そういった方々に地域包括ケアという概念を広くお伝えし理解をしていただくことで、幅広い見守りの目ができるのではないかと考えている。また、ICT 等のテクノロジーも使い、色々な網の目で見守りの体制を構築していきたい。

内 布 委 員： 地域で見守ることは情報の共有とか色々な事が発生してくるが、結局は個人情報の取り扱いである。それがどこまで拡大解釈され、みんなと共有できるのか。身体障害、精神障害をお持ちとか、そのような情報が地域に共有されることがプラスとなるのかマイナスとなるのか、嫌という人や共有してほしい人もいるのではないか。それは避けては通れないので、個人情報の取り扱いについて明確にさせていただける方が比較的取り組みやすい。地

域の自治会でも、個人情報だから使えない、動けないとなっている。どこまでどういう風に見えるのかが一つ大きな課題である。

事務局： 昨今の状況から鑑みると、プライバシーに関してかなり意識が高くなっているため、中には個人情報を知られたくないという方もいる。一方、緊急の場合は身体に危険が及ぶ場合は個人情報保護法の適用除外と謳われている。緊急時以外の場合は可能な限り本人の同意をいかにとっていくことも必要になってくる。情報がないと見守りもできないことはあるため、相反する部分ではあるが、それをクリアできる方法は行政として考えていきたい。

柳本委員： 4頁(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の説明に処遇の改善、人材育成の支援、職場環境の改善によって離職を予防していくの文言があり、それを実施することが重要であると示されているが、具体的に取組んでいく内容が計画の中で示されているのであれば、その箇所を教えてください。また、示されている箇所に限らず、具体的な取組みや今後に向けての考えがあればお聞きしたい。

事務局： 4頁に記載している委員ご指摘の人材確保、処遇改善、人材育成の部分については、国が基本方針として記載しているところである。今回の三田市の計画の中で具体的な部分まで示していないが、こういったことを念頭に施策に取り組んでいきたいと考えている。

事務局： 補足であるが、100頁の介護サービスの充実以降、102頁「サービスの質の確保・向上」、103頁「介護人材の確保・育成」あたりが、実際に市で取り組む中での具体的な部分と、実際に取り組んでいることが書かれた上で、今後の方向性という形で記載している。

中井副会長： 例えば訪問看護の給料が安いとか、ケアマネの給料が安いとか、仕事の割に報われないとか、具体策を上げていかないと対応しづらい。予算があるため一気に全部は改善できないが、今回はケアマネだけとか、今回は訪問看護だけとか、少しずつ改善していくものだと思っている。一般論ではなく、各職の段階で行政に上げていかないといけない。

北村委員： 4頁だが、介護現場の生産性向上という言葉に違和感を覚えた。介護現場の生産性向上と言われてしまうと、例えば1時間に何人お風呂に入れられたみたいな話になり、利用者側からは大根を洗うように洗われたと思われてしまう。それが評価とされたら怖いと感じる。生産性向上と言うよりも利用者に対するサービスの質的アップみたいなもっと充実させて出していきたい。

これだけの厚い資料を三田市民全員が読んでいるとは思わない。当然、縮刷版は出てくると思うが、そこでそのタイトルとして、「いきいき安心プラン～保健福祉計画」よりももう少し市民をぐっとつかむようなキャッチコピーを。これだけのものを作られた熱意があると思うので、一言で表すような言葉をつけていただきたい。

事務局： 生産性向上の件だが、国で記載している分ではあるが、介護保険の事業所において、例えば実際にサービスを提供されるという部分以外に事務処理手続き、文書手続きが非常に多く、時間を要している部分も多い。事務的な意味での生産性を向上させようという側面で国も記載している。具体的には、国に対して事業所が申請するような手続きを国が主導

で電子申請化する等の事務的な部分というところも含まれている。現場でも情報共有手段として各種システムやソフトウェアを使って効率を上げる部分も含まれており、そのような表現で国は使っていると理解している。

北村委員： それは生産性向上という言葉とは違う気がする。事務手続きの合理化という方が適切である。ここに出てくる言葉だけで見ると、介護現場の生産性向上という言葉からは一瞬恐怖を覚える。

足立会長： 委員の言われることはもっともであり、私も生産性という言葉を使うことは大反対である。生産性というのは経済学で言うと生産要素の生産性である。労働生産性か、あるいは資本生産性かしか使わない。これは第二次産業の言葉である。生産高を投入生産要素で割ったものが生産性で、それを高くするのが生産性の向上である。労働者一人当たりどれだけの価値を生み出したかによって決まるものである。これはサービス業には適用できない。介護はサービス業の典型である。例えて言えば、アメリカと日本とのサービスの生産性を比較すると、アメリカの方がいつも高い。例えば一人のウェイターが100人の世話をすると、5人の世話をするとではどちらが高いかと言えば100人になる。その代わり、一人で100人の世話はできないため、セルフサービスとなるといつも生産性は高いこととなる。それを介護現場に持ってくるのは極めて危険だというのは委員のおっしゃるとおりで、私は県の計画の中でもこの文言は抜けということ、あるいはサービスの質を維持しながら生産性という言葉を使わないと、ものすごく誤解を招くことを言っている。本当は使うところではないが、国がそういうことを言っているので、厚生労働省の人はほとんど理解していないと思う。IT化とか、ロボットの導入とか、そういうことを主に言っているだけである。これもやり方によっては非常に微妙である。委員がおっしゃった、大根を洗うみたいに入浴させるとか、そういう危険に陥る可能性がいつもある。

生産性というのは、第二次産業で作られた概念で、二次産業と言えれば経済全体の2割ぐらいに落ちている。サービスが7割以上になった時に、生産性という言葉を使い続けるのは時代遅れ甚だしいと思う。ただ、サービスをどういう基準で考えていったらいいのかというの、生産性に代わる概念がサービスに適した概念が全然ない。日本ではおもてなしというのは非常に高く評価されているが、価値で見たら低い。多くの人が一人のお客様に丁寧にサービスをしたら満足度は上がるが、生産性というより価値の問題になるとものすごく低くなる。その辺のジレンマをどう解決するのかというのを経済学の方は道具を持っていないので、持っていないときに前の概念を使うのは非常に危険だというのは私も思っている。本当は使わないでいただきたいが、国が言う以上、仕方がない。

井上委員： 私もこの間研修に行き、厚労省の方が介護現場の生産性向上と言われた。今まで老人福祉法で定められていたのが、2000年から介護保険法になり、事業の方に舵を切った。介護現場の人はすごく大変だと感じる。AIとか使い、パソコンで情報を共有できるような感じが生産性の向上なのかと感じた。

中井副会長： 国はコストカットしろと言っているだけである。三田市も予算を国に押さえつけられているので、国の言うことは記載しないといけないので、このいきいき安心プラン21は、できないことをいっぱい記載している。三田市の人でも、こんなのは無茶だろうと思うこ

とはいっぱいあると思うが、記載せざるを得ない。その辺を付度している。三田市の方は一生懸命考えていると思うがなかなか反映できない。裏でいろいろ頑張っているが、それがここに出てきていない。なかなか記載できない。

事務局： キャッチコピーの件は、まさに市長から指示を受けている。いきいき安心プランは長年使ってきているが、時代に合わせてとか、市民の方にわかりやすい表現を再考していきたい。

(2) 令和5年地域包括支援センター事業の中間評価等について

事務局：～資料2の説明～

内布委員： 内容がどうではないが、誰が見ても分かりやすくしようと思えば、例えば81頁に重点施策があるが、それぞれやっていることと1頁目の地域包括支援センター間の連絡調整の支援と記載されているが、この重点施策の施策項目のどこでやっているかの紐付けがあれば、計画と事業がリンクして分かりやすくなるのではないか。実施していることは具体的に記載されているが、計画にも分かるようにしていただきたい。

事務局： 次回以降、計画の施策体系との紐付けを意識したとりまとめを行いたい。

足立会長： これは8期がベースとなっている。

内布委員： 市民に見せていくときに、市の重点施策と具体的につながっている方が分かりやすく、よりきちんと理解してもらえる部分が出てくる。

北村委員： 高齢者虐待とあるが、今年度69件あったということだが、その下にもたくさん色々な部分があると思うが、介護者の立場から言わせてもらおうと介護者も虐待を受けているということもあるので、そういう指導もしていただきたい。各地域包括支援センターでは、かなり実情は理解していただいているが、介護者が夜寝かせてもらえない、仕事に行かせてもらえない、やりたいのにできない、蹴られたり殴られた方もいる。家族を探して走り回った方もたくさんいる。確実に介護者も虐待を受けているという認識を持っていただき計画を作っていただきたい。

事務局： 虐待事案に関しては養護者の方に対するケアも含めて対応している。決して養護者の行為を追求するというわけではなく、何らかの原因があるだろうというところにまで踏み込んで、養護者、被養護者の両方に対応している。

北村委員： 家族が介護して当たり前だろうと思われるとつらいところがある。

中井副会長： 認知症相談件数が月に1件ぐらいしかない。もの忘れ相談か。虐待発生件数が令和5年で3件。後ろに各地域包括支援センターのレーダーチャートがあるが、どこを見ても達成率が大体80%以上、駄目なところでも70%ぐらい。70%達成していたら全然問題ないが、三田市は虐待のないまち、もの忘れのないまち、包括が完全に機能しているまち

ということになるが、そんなことはない。どこかこの報告書に嘘がある。何かおかしい。包括のことを色々記載されているが、去年とほとんど変わらないことを報告されているところもあるし、毎回同じことを報告して全然達成できていないのかもしれないが、何が進歩なのかと思う。皆さん一生懸命やられているのは分かる。こういう報告はすごく手間であり、どうして報告しないといけないのかと思われているかもしれないが、これを読んでも各包括支援センターの問題点が見えてこない。レーダーチャートで70点取ってれば、普通は80点以上、100点となる。そしたら包括支援センターは何の問題もないことになる。それは嘘だろう。

事務局： レーダーチャートは運営状況のものであり、地域に課題がないとか、三田市に問題がないということではない。11ページの評価項目に従って評価しており、できていない部分は80%や70%となっている。

中井副会長： 80%と言えば普通、世の中は「優」、70点で「秀」、60点で「可」である。70点取れていたら全く問題がないと普通の方は認識する。特に80点以上だから全部「優」である。そんなはずはない。お手盛り評価かもしれないが、80点つけたらいけないとか、100点つけたらいけないとかは言っていないが、各支援センターの問題点が見えてこない。例えばもう一人いたらこういうことができるかとの記載がない。人員不足のためここまでしかできない、お金が足りないからここまでしかできないなど、もう少し具体的なことを報告してほしい。

三田市地域包括支援センター： 前々々回ぐらいの審議会だと思うが、認知度が低いのではないかと意見があった。逆に認知度が上がったところでたくさん相談件数が寄せられそれに対応できるのかというのは、矢田委員からあったと記憶している。

中井副会長： 兵庫中央病院の先生が来られ、週に2枠あるはずである。

三田市地域包括支援センター： 月2回あり、3枠ずつある。

中井副会長： 月6人あるはずなので、60人か70人あって然るべき。三田市はそんなにもの忘れが少ないはずがないので、相談はもっと溢れるぐらいあってもおかしくないはずなのに少なすぎるのではないか。

三田市地域包括支援センター： 既存の相談をどこまで活用していただけているかというところにもまだ改善の余地はある。認知度が高まったところで相談件数が増えている。

中井副会長： 例えば相談が少ないのは周知されていないこともあるかもしれないし、人が足りないから手が回らないということもあるかもしれない。このチャートを見る限りは、そういうことは全然分からない。

三田市地域包括支援センター： 課題の分析の仕方やお伝えの仕方については改善の余地はある。

中井副会長： 例えば入浴サービスを3, 4年前に辞めたのはおそらくお金が足りないとか、もし人がいれば、サポートがあれば継続できたはずだ。それは何かが足りなかったわけである。それは周知されていないからサポートできなかったかもしれない。チャートで70点であれば周知されない。皆さん一生懸命やっておられるのはよくわかっているが、こういうことを報告することは難しいこともよくわかる。しかし、自分たちは何をしたいのか、みんなに何を伝えたいのか、ここを改善したらこうなるということをもうちょっと前面に出していただきたい。

事務局： 運営状況等の報告については検討する。もの忘れ相談だが、月2回、1回当たり30分で対応している。令和5年上半期で12回、32件で、定員枠は十分とは言えないかもしれないが、毎回の相談の数もカウントして、三田市内にももの忘れで困っている方がいないということではない。

中井副会長： 例えば自治会長にも、もの忘れで困っている人がいたらもの忘れ相談に行ってくださいとか、広報しているのか。

三田市地域包括支援センター： もの忘れ相談に関しては、毎年、自治会に回覧をお世話になっており、回覧した後は相談件数が伸びるという状況である。また、自治会の連合会からご依頼いただき、ちょうど明後日、区自治会連合会の区長、自治会長を対象にした研修を毎年実施されているが、今年度は認知症のことをテーマということでリクエストをいただき、兵庫中央病院の疾患医療センターの先生と私のペアで話をさせていただく場も設けているので、そういう使っていただける場も広がっている。

中井副会長： 行っても枠がいっぱいで駄目だろうと思っている人もいるかもしれない。今のところ枠は空いていますと言えましょう少し増えるかもしれない。

三田市地域包括支援センター： あとはお仕事されている方が、電話が仕事中にかけられないという方向けに、ネットで申し込めるような工夫も並行しながら実施していきたい。

事務局： ご意見等をいただいたので、こちらの方で検討し、次回以降報告させていただく。

(3) 地域密着型サービス事業所の指定状況等について

事務局：～資料3の説明～

質疑等無。

了承。

(4) 介護予防支援事業の委託先の承認について

事務局：～資料4の説明～

質疑等無。

承認。

【その他】

事務局： 資料1に戻るが、4頁、各委員よりご指摘があった「生産性向上」という表現については、誤解が生じることもあるかと思う。捉え方によっては誤解の生じる可能性もあるため、事務局の方で検討させていただく。

足立会長： 先ほども言ったように、最低限、介護サービスの質を維持しながらという表現を付け足していただきたい。

事務局： 本日も審議いただいた第9期の計画策定に関しては、素案に係る審議については本日が最終となる。この計画については、令和5年11月24日に足立会長から市長に答申を渡していただく予定である。その後、12月半ばからパブリックコメントを行い、市民の皆さんから素案に対する意見を頂戴する機会を設け、来年2月には市議会に計画案を上程する予定である。市議会での審議を経て、来年の4月から計画をスタートしていきたい。

今後の審議会のスケジュールについて、第6回審議会を3月頃に開催したいと考えている。詳細については後日、通知する。